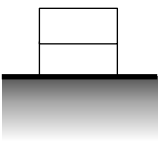
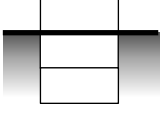
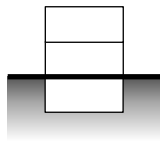
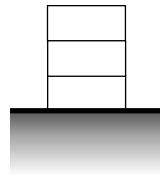


中間検査の特定工程の概要

(延べ面積※ $\leq 10,000\text{m}^2$ の場合)

〔建築基準法第7条の3、第7条の4
平成19年東京都告示第765号

共同住宅及び共同住宅を含む複合用途

	階数 3未満	階数3以上		
		地階を含む階数が3		地階を除く階数が3以上
				
木造	中間検査対象外	中間検査対象外	中間検査対象外	屋根工事
鉄筋 コンクリート造			2階の床及びこれを支持する梁の配筋工事 (全)※1	2階の床及びこれを支持する梁の配筋工事 (全)※1
鉄骨鉄筋 コンクリート造			① 2階の床及びこれを支持する梁の配筋工事がある場合は当該工程 (全)※1 ② ①の工程が無い場合は中間検査対象外	① 2階の床及びこれを支持する梁の配筋工事がある場合は当該工程 (全)※1 ② ①の工程が無い場合は、1階の鉄骨等建て方工事 (先)
鉄骨造			① 2階の床及びこれを支持する梁の配筋工事がある場合は当該工程 (全) ② ①の工程が無い場合は中間検査対象外	① 2階の床及びこれを支持する梁の配筋工事がある場合は当該工程 (全) ② ①の工程が無い場合は、1階の鉄骨等建て方工事 (先)
その他の構造			① 2階の床及びこれを支持する梁の配筋工事がある場合は当該工程 (全) ② ①の工程が無い場合は中間検査対象外	① 2階の床及びこれを支持する梁の配筋工事がある場合は当該工程 (全) ② ①の工程が無い場合は、2階の床工事 (先)

その他の用途 ※2

木造	中間検査対象外	中間検査対象外	中間検査対象外	屋根工事 (先)
鉄筋 コンクリート造				2階の床及びこれを支持する梁の配筋工事 (先)※3
鉄骨鉄筋 コンクリート造				1階の鉄骨等建て方工事 (先)
鉄骨造				1階の鉄骨等建て方工事 (先)
その他の構造				2階の床工事 (先)

※ 延べ面積：増築又は改築後の建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法により2以上の独立部分からなる場合は、当該増築又は改築に係る独立部分の延べ面積に限る。

※1 床又は梁にプレキャストコンクリート製品を使う場合は、部材を配置する時点が特定工程となる。

※2 建築基準法第68条の20の認証型式部材等である建築物又は建築基準法第85条の適用を受ける建築物については中間検査の対象外とする。

※3 当該工事を現場で行わないものは、2階の床版及びこれを支持するはりの取付工事。

(先)…複数工区ある場合は先行工区のみ検査対象とする。

(全)…複数工区に分ける場合であっても、全工区が検査対象。